

あなたの職場でも「健康宣言」してみませんか？

協会けんぽ青森支部の「健康宣言」とは？

協会けんぽ青森支部では、平成28年度より事業所全体で健康づくりに取り組むことを事業主さまに宣言いただき、その取り組みをサポートする「健康宣言」事業を実施しております。

健康宣言は健康経営[®]※に取り組むにあたってのファーストステップと位置付けておりますので、まずはこちらにチャレンジいただき、ゆくゆくは、経済産業省「健康経営優良法人認定制度」へとステップアップを目指してみましよう！

※健康経営[®]とは、従業員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に積極的に取り組む企業経営のスタイルのことで、近年注目されている経営手法です。



「健康宣言」の登録条件は3つ

- ① 協会けんぽ青森支部の適用事業所であること
- ② 協会けんぽ青森支部の健康保険委員にご登録いただくこと
- ③ 当年度または前年度の健診受診率（40歳以上）が50%以上であること

「健康宣言」の登録は3STEP

- ① 自社の健康上の弱点を知るためにまずは、「健康度診断（事業所もしくは業態別）」の発行を依頼！
※「健康度診断」の発行に必要な、健康度診断依頼書は、協会けんぽ青森支部のホームページからダウンロードできます。
- ② 「健康度診断」をもとに、事業主さまや総務担当者さまと一緒に健康宣言の内容を考えましょう。
- ③ 健康宣言登録シートを作成し、**協会けんぽへ提出**するとともに健康宣言の内容を実践！

※協会けんぽ青森支部の「健康宣言」の詳細については、協会けんぽ青森支部のホームページをご覧ください。
健康度診断依頼書についてもこちらから。

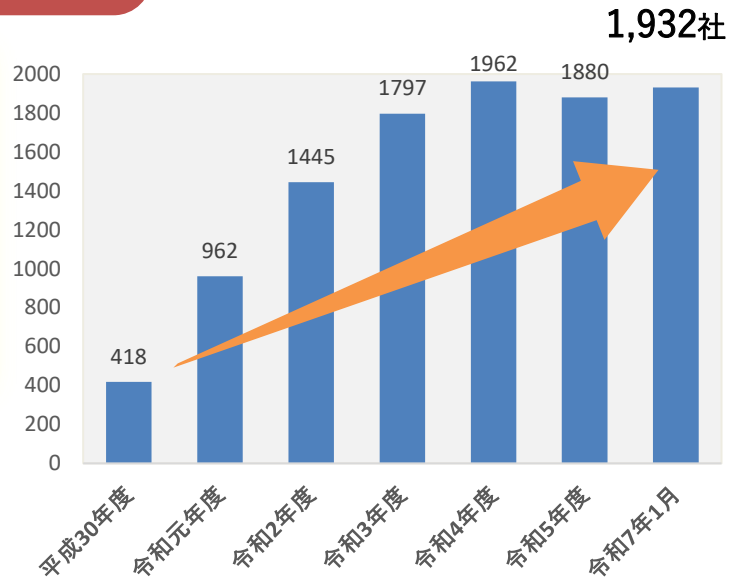
協会けんぽ青森 健康宣言



「健康宣言」を行う事業所は増加中！

健康宣言を行う事業所は増加傾向にあります。

令和5年度は健康宣言の登録条件を見直した結果、事業所数は1,880社と事業開始から初めて減少に転じましたが、直近では（令和7年1月31日現在）健康宣言事業所数は1,932社と再び増加しております。



特典も増えました！

- ① 健康宣言認定証の贈呈
- ② 健診機関によるオプション健診等の割引
- ③ 季節ごとの健康づくり情報を提供
- ④ 協会けんぽのHP等で事業所名を公表
- ⑤ 県内金融機関による金利優遇



新設！ ※令和7年1月～

- ⑥ ハローワーク求人票備考欄に「協会けんぽ健康宣言登録事業所」と記載が可能となりました。新卒の学生等、求職者に対し健康経営に取り組んでいることをPRできます。

更なるレベルアップへ

協会けんぽの健康宣言を行った後は、更なるレベルアップを目指して、経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」を目指しましょう。

詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。

経済産業省「健康経営優良法人認定制度」についてはこちら
(経済産業省ホームページ)

健康経営優良法人

